

岩手 I L C 連携室・オープンラボ機械器具貸付要領

制定 令和 7 年 4 月 1 日

改正 令和 7 年 10 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、岩手県が岩手 I L C 連携室・オープンラボに整備した機械器具（以下「機器」という。）の貸付手続に関し必要な事項について定めるものとする。

(機器使用の申込)

第 2 条 機器を使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、岩手 I L C 連携室・オープンラボ機械器具貸付申込書（様式第 1 号 以下「貸付申込書」という。）を機器を使用しようとする日の 1 月前から 3 日前までに知事に提出し、貸付の許可を受けるものとする。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 知事は、前項の申込が次の各号に掲げる基準を満たしている場合は、使用を許可するものとする。

- (1) 秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがないとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがないとき。
- (3) その他連携室及びオープンラボの業務運営上支障がないと認められるとき。

3 知事は、岩手 I L C 連携室・オープンラボの管理上必要があると認めるときは、第 1 項の許可に次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 火気取締り及び保安管理に留意すること。
- (2) 使用を終了したとき、又は使用の許可を取り消されたときは、知事の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。
- (3) 感染症の患者、めいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等で岩手 I L C 連携室・オープンラボ内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものに機器を使用させないこと。

- (4) その他知事が必要と認めること。

4 知事は、物品の貸付を決定したときは、岩手 I L C 連携室・オープンラボ機械器具貸付許可書(様式第 2 号)に、必要な事項を記載し、これを申込者に交付するものとする。

(貸付機器の種類等)

第 3 条 知事が貸付を行う機器の種類等は、別表に掲げるとおりとする。

(職員の立会)

第 4 条 知事は、機器の管理上必要があると認めるときは、機器の使用に当たって、岩手県の職員を立ち合わせることができる。

(貸付料)

第 5 条 第 2 条第 2 項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に規定する貸付料を当該機器の貸付終了後に納付しなければならない。

2 使用者は知事が発行した納入通知書をもって、発行日より 15 日以内に貸付料を納付しなければならない。

(貸付料の減免)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 国、都道府県、市町村その他公共団体において公用または公共用に供するとき。
 - (2) 岩手県が行う事務又は事業と密接不可分の関係にある事務又は事業を行う法人その他の団体が、その事務又は事業のために直接使用するとき。
- 2 前項に規定する貸付料の減免を受けようとする者は、第2条第1項に規定する申込の際、同項に規定する貸付申込書に必要事項を記載し、知事の承認を得なければならない。

(貸付料の不還付)

第7条 既納の貸付料は、還付しない。

(貸付の許可の取消し等)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、第2条第2項の規定による貸付の許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の規定に基づく条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは連携室及びオープンラボ内からの退去を命ずることができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により第2条第2項の許可を受けたとき。
- (3) 第2条第3項の規定に基づく条件に違反したとき。
- (4) 機器を使用者以外の者に使用させ、又は無断で機器の仕様等を変更したとき。
- (5) 知事の承認なく所定の場所以外で機器を使用したとき。
- (6) 連携室及びオープンラボの管理上必要があると認めるとき。
- (7) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(貸付時間)

第9条 機器の貸付時間は、次に掲げる日以外の日の午前9時から午後5時までの間とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 第2条の申込をしようとする者から、あらかじめ前項に規定する貸付時間以外の時間における貸付の希望があり、知事がこれを適当と認めたときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸付時間以外の時間において機器を貸付けることができる。

(汚損等の届出)

第10条 使用者は、施設、設備又は機器を汚損、損傷、又は亡失したときは、速やかに知事に届け出てその指示を受けなければならない。

2 使用者は、貸付中において機器の使用に伴い負傷等が発生したときは、直ちに知事に報告しなければならない。

(損害賠償等)

第 11 条 使用者は、貸付を行う岩手県の過失又は機器そのものの故障等知事がやむを得ないと認めたものを除き、貸付期間中に機器に生じた一切の損害については、知事の指示するところにより原状に回復し、又はこれを賠償しなければならない。

(補則)

第 12 条 この要領の運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 24 日から施行する。

岩手 I L C 連携室・オープンラボ機械器具貸出単価一覧表

機器名	規格・品質	貸出単価 (1 時間当)	設置場所	外観	貸出 条件
冷却ポンプ ユニット		1,126 円	岩手 I L C 連携 ・オープンラボ		持出 厳禁
冷却チラー	RKE11000B1-V	1,152 円	岩手 I L C 連携室 ・オープンラボ		持出 厳禁
定電流電源装置	KIS-MG-001	1,870 円	岩手 I L C 連携室 ・オープンラボ		持出 厳禁
He リーク ディテクター	M-222LD-D	513 円	岩手 I L C 連携室 ・オープンラボ		持出 厳禁
オイルフリー 粗排気システム	KIS-VAC-0300	545 円	岩手 I L C 連携室 ・オープンラボ		持出 厳禁

岩 手 I L C 連 携 室 ・ オ ー プ ン ラ ボ
機 械 器 具 貸 付 許 可 書

年 月 日

様

岩手県知事

下記のとおり物品の貸付けを許可する。

記

1 機 器 名

2 使 用 目 的

3 貸 付 期 間 年 月 日 時 分から
 年 月 日 時 分まで

4 貸 付 料 円

5 貸付の条件

- (1) 火気取締り及び保安管理に留意すること。
- (2) 使用を終了したとき、又は使用の許可を取り消されたときは、知事の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。
- (3) 感染症の患者、めいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等で岩手 I L C 連携室・オープンラボ内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものに機器を使用させないこと。
- (4) その他知事が必要と認めること。